第七条第一号に掲げる物件								第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料		第七条第六号に掲げる施設及び同条第七号に掲げる自動車駐車場	
看板（アーチであるものを除く。）		標識	旗ざお		幕（第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		アーチ				
一時的に設けるもの	その他のもの		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設	建築物	その他のもの
表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	一本につき一日	一本につき一月	その面積一平方メートルにつき一日	その面積一平方メートルにつき一月	一基につき一月		占用面積一平方メートルにつき一月		
二、四〇〇	二四、〇〇〇	一、六〇〇	二四〇	二、四〇〇	二四〇	二、四〇〇	二四、〇〇〇	二、四〇〇	二一〇	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
二〇〇	二、〇〇〇	八〇〇	二〇	二〇〇	二〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
九九	九九〇	六五〇	一〇	九九	一〇	九九	九九〇	九九	八二	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇二一を乗じて得た額

第七条第八号に掲げる応急仮設建築物		第七条第九号に掲げる器具	第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	
上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの		上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの
占用面積一平方メートルにつき一年				
Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
Aに〇・〇一六を乗じて得た額			Aに〇・〇一六を乗じて得た額	
Aに〇・〇二〇を乗じて得た額			Aに〇・〇二〇を乗じて得た額	

別表の備考第二号イ中「仙台市」の下に「、宇都宮市」を加える。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

国土交通大臣　馬淵　澄夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四十二号」を「第百四十六号」に改め、同条に次の四号を加える。

百四十三　新しい公共支援事業交付金
百四十四　地域活性化交付金
百四十五　子宮頸（けい）がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金
百四十六　介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫